

契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

「契約概要」に記載のお支払事由や給付の際の制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由・制限事項等の詳細や主な保険用語の説明等は➡「[ご契約のしおり](#)」、「[約款](#)」に記載していますのでご確認ください。

保険の名前

養老保険 [無配当]

2018.4
改定

特長

- 死亡・高度障害の保障を一定期間確保できます。
- 保険期間満了時には、死亡・高度障害保険金と同額の満期保険金をお受け取りいただけます。

仕組

ご契約例

(計算基準日:平成30年4月2日)

ご契約年齢 ▶ 30歳(男性)

月払保険料(口座振替扱) ▶ 45,070円

(注) 保険金額が1,000万円以上の場合、
高額割引制度にもとづく保険料の割引が適用されます。

満期時のご契約の更新について

・更新時の年齢 ▶ 40歳

・更新後の保険料 ▶ 45,250円(※)

(※) 更新後の保険料は、養老保険を更新前と同じ保険金額で更新し、保険期間が50歳で満了するものとして計算しております。更新後の保険料は、計算基準日現在の保険料率に基づいて計算しており、今後変動することがあります。



解約返戻金

- 解約返戻金の額は、保険種類・ご契約年齢・性別・保険料払込期間・経過年月数・保険料の払込年月数などにより異なります。ご契約を途中でおやめになると解約返戻金は多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となり、特にご契約後短期間で解約された場合はほとんどありません。

契約者配当

- この保険の主契約および特約については、契約者配当金はありません。

ご契約の自動更新

- 保険期間が満了する場合、ご契約を更新することができます。
- ご契約に特別条件が付加されている場合、保険料のお払込みが免除となっている場合、または更新後の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が90歳を超える場合等、所定の場合は更新できません。
- 更新後契約の保険期間は、更新前と同一の保険期間とします。
- 更新後契約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算します。したがって、更新後の保険料は、更新前の保険料と異なります。
- 更新後契約には更新時の普通保険約款および特約条項が適用されます。
- ご契約が更新された場合、保険金のお支払い、保険料の払込免除については、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続されたものとみなします。

この保険で支払われる保険金等および付加できる特約は以下のとおりです。
 詳細は、[「ご契約のしおり」19ページ](#)をご確認ください。

主契約・特約		お支払事由・特約の概要	お支払いする保険金額等
養老保険 〈主契約〉	死亡保険金	死亡したとき	<u>保険金額</u>
	高度障害保険金	所定の高度障害状態になったとき	
	満期保険金	保険期間満了時に生存しているとき	
年金支払特約		保険金・給付金等を一時金によるお支払いにかえて、年金でお支払いします。	
リビング・ニーズ特約		余命が6か月以内と判断されるときに特定状態保険金をお支払いします。(※)	
指定代理請求特約		被保険者である保険金等の受取人が、病気やケガにより保険金等を請求する意思表示ができない等の場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が保険金等の代理請求を行うことができます。	

(※)「余命が6か月以内」とは、日本で一般に認められた医療による治療を行っても余命6か月以内であることを意味し、その判断は医師に記入いただいた診断書や請求書類に基づいて当社が行います。また、特定状態保険金のご請求額は、ご契約の保険金額以内かつ被保険者お一人について3,000万円以内(他の保険契約と合算します。)とします。
 ただし、保険期間の満了前1年以内は、特定状態保険金のご請求はできません。(更新される場合を除きます。)

次の場合、将来の保険料のお払込みが免除となります。

- 不慮の事故によるケガで、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になったとき

ご検討に際してご留意いただきたい点

- 死亡保険金・高度障害保険金・満期保険金は、重複してはお支払いしません。
- 主契約および特約に関して、「免責事由に該当した場合」「告知義務違反・重大事由によるご契約の解除の場合」「詐欺による取消の場合」「不法取得目的によるご契約の無効の場合」等、保険金・給付金等のお支払いができません場合があります。
- ご契約内容等によっては、お支払いする保険金額等がお払込保険料の合計額より少ない金額となることがあります。
- 実際のご契約内容(保険期間・保険金額・保険料・保険料払込期間・保険料払込方法など)につきましては、申込書等(情報端末を利用したお申込みの場合は、お手続き画面等)の該当箇所をご参照ください。

生命保険に関するご相談・ご意見・ご要望の窓口について

当社の生命保険のお手続き(ご契約内容の変更等)やご契約に関する照会等につきましては、カスタマーセンターへご連絡ください。
 なお、ご契約お申込みの手続きに関しましては、当社の取扱者/代理店までご相談をお願いいたします。

あんしん生命 カスタマーセンター



0120-016-234

受付時間 平日9:00～18:00、土曜9:00～17:00
 (日曜・祝日・年末年始を除きます。)